

第 6593 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 29日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 確定申告が必要な給与所得者

**Q** : サラリーマンでも確定申告が必要な人がいるとか。どのような人ですか？

**A** : 次のような人です。

### 【解説】

給与所得者でも、次のような人は確定申告が必要です。

- ① 令和2年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受ける給与所得者で、給与所得及び退職所得以外の所得(地代、家賃、原稿料など)の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受ける給与所得者で、年末調整を受けた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人  
ただし、2か所以上から給与を受ける人であっても、その給与の合計額(一定の所得控除の額を差し引いた金額)が150万円以下である人で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人は、確定申告は不要です。
- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人や在日の外国大使館に勤務している人などのように、給与の支払を受ける際に所得税の源泉徴収をされない人
- ⑤ 同族会社の役員やこれらの役員と親族関係などにある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料等の支払を受けている人
- ⑥ 災害により被害を受け、災免法の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

